



平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件  
原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
被告 国

## 準備書面(2)

2016（平成28）年9月13日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

(被告準備書面(2)に対する反論)

第1 本件文書1について（被告準備書面(2)第1に対する反論）

1 本件文書1が存在すること

- (1) 被告は、本件文書1について、「日米合同委員会下の分科委員会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認され」「当該記載は、分科

委員会のみならず、その上位の日米合同委員会における協議内容についても、一般的に、日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させるものであった」と主張している（被告準備書面(1)・5～6頁）。

また、本件文書1の不開示決定に対する原告の異議申立てに関して、諮問庁である外務大臣が情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行っているところ（平成27年（行情）諮問第711号）、外務省はその理由説明書（甲5）においても、「日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認され、右記載は、行政協定下の日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させるものであり、この点が平成20年1月22日の答申で認められたところである。」としている。

上記被告の主張及び理由説明書の記載のとおり、「日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載」は「日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させる」ものである。そして、「日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させる」記載は、「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実」が明示的に記載されたものでなくても、同事実が「わかるもの」にほかならない。

したがって、「日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載」のある文書が、まさに「昭和27年8月に開催された日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかる」文書であり、原告が「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」と特定して開示請

求を行った本件文書1であることは明らかである。

なお、本件開示請求に関する原告の異議申立てに対する情報公開・個人情報保護審査会の平成28年6月9日付答申(平成28年度(行情)答申第115号。以下「本件答申」という。(乙10))は、同審査会の平成20年1月22日答申(平成19年(行情)答申第372号、同第373号、同第394号。以下「別件答申」という。(甲4))の「諮問庁より関連文書の提示を受け、確認を行ったところ、昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨合意がされていると認められ(る)」との記載について、「『関連文書』の提示に加え、特定日に行った諮問庁の職員からの口頭説明の聴取において、日米合同委員会の議事録について、日米双方の合意がない限り公表されないとの共通の意識の下に厳格に取り扱われているとの説明があったことを踏まえてなされたものである」としており、別件答申の「関連文書」が、同審査会が諮問庁(外務大臣)から不開示事由(情報公開法5条3号)の該当根拠として提示を受け、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ(る)」と判断した文書であることを認めている。

- (2) そして、外務省は、上記理由説明書中の「右記載」(日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載)が存在する文書を審査会に提示したこと、及び同文書の存在を改めて確認したことを認めている(甲5)のであり、被告も上記のとおり、「日米合同委員会下の分科委員会における協議内容の公表の在り方に係る記載」を確認しているのである。

したがって、原告が開示請求をした本件文書1が存在し、外務省が同文書を保管していることは明らかである。

- (3) 本件開示請求書の「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」との記載は別件答申の言い

回しをそのまま利用したものであり、本件文書1は別件答申における「関連文書」のうち別件答申が上記のように認定した文書である。被告は、この原告の主張について、本件訴訟に至って初めて原告から主張された内容であり、本件開示請求書の記載から、外務大臣が上記の原告主張のとおり理解することは不可能であると主張している（被告準備書面(2)・3頁）。

しかし、別件答申は、情報公開法19条1項による諮問に応じて審査請求について調査審議するために設置された情報公開・個人情報保護審査会（情報公開・個人情報保護審査会設置法2条1号）が外務大臣の諮問に応じて調査審議した結果であり（しかも、別件答申の対象文書の一つは、「行政協定に基づく日米合同委員会インデックス」であり（甲4）、その調査審議の対象は、本件開示請求の対象である本件文書1と共通である）、原告による本件開示請求時点（2015年4月30日付）ですでに存在していたものである。それゆえ、情報公開・個人情報保護審査会の組織としての位置付け及び行政運営は一般的・統一的に行われるべきであって、外務省としては同省に関連して同審査会が出した答申に当然留意して他の情報公開請求に対応すべきことからすれば、外務省が、本件情報公開請求時点において、別件答申の存在に思い至らなかつたなどということとはあり得ない。そして、現に外務省は理由説明書（甲5）でも別件答申に言及しているのであるから、本件開示請求時点においても別件答申の存在を認識し、その内容を具体的に検討し得たものである。

そして原告としても、本件開示請求時点で別件答申の「関連文書」の内容は知り得ず、別件答申の記載から「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる」文書が存在することしか分からなかつたのである。しかも、原告としては、別件答申の諮問庁である外務大臣が、情報公開・個人情報保護審査会に対していかなる範囲・内容の文書を「関連文書」として提示したのかは知り得ず、「関連文書」

の全体から別件答申が上記認定をしたのか、あるいは「関連文書」の一部のみから同認定をしたのかも知り得なかった。この点、原告は、あくまでも別件答申が上記認定をするにあたって直接に根拠とした記載部分に限定して請求対象としたかったため、請求対象文書を、たとえば、「[別件答申]で『関連文書』と言及されている文書」などと特定したのでは、範囲が広すぎることになる可能性もあった（なお、被告は被告準備書面(2)3頁において、「本件文書1が別件答申における『関連文書』であるなどとは記載されておらず」とし、「本件文書1」イコール「関連文書」であるかのごとき前提をとるが、正確ではない）。それゆえ原告としては、端的に、別件答申の記載から本件文書1を「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」としたのであり、可能な限り具体的に請求文書を特定したのである。

したがって、原告が本件文書1を「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされたもの」と特定して行った本件開示請求について、外務大臣が別件答申の存在及びその内容を把握し検討していなかったとは考えられず、外務大臣は、本件開示請求書の本件文書1の記述が、別件答申の「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ(る)」との記述と同じものであると認識することができたものである。

被告は、行政協定下の「日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させる」文書が存在するとしたうえで、その日米合同委員会の議事録は日米双方の合意がない限り公表されないと主張しながら、他方で、「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表しない旨の合意がされた事実がわかるもの」の開示請求に対しては、文書が不存在であるとしており、その態度は一貫し

ておらず不当である。

## 2 本件文書1について不開示事由がないこと

本件文書1が存在することは前記のとおりであり、本件文書2について後述するのと同様に、本件文書1の「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」は、情報公開法5条3号の不開示事由に該当しない。

したがって、本件文書1に関する外務大臣の処分は違法であるから、本件処分取消しと、外務大臣について本件文書1の全部開示決定を行うよう命ずることを求める。

## 第2 本件文書2が情報公開法5条3号に該当しないこと

### 1 情報公開法5条3号の審理判断について（被告準備書面(2)第1、1に対する反論）

原告準備書面(1)・7頁で述べたとおり、本件文書2は、情報公開法5条3号の解釈論にかかわらず同号に該当するとはいえないから、本件訴訟において同号の解釈論は重要な争点とはいえない。しかし、少なくとも、3号該当性の審理・判断は、行政機関の長に広範な裁量権があることを前提にその判断の当否が検討されるべきではなく、行政機関の長は、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、その事実関係に基づいて同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があるというべきである。

#### (1) 説明責任を全うするという制度趣旨を十分に考慮すべきであること

被告は、情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると「認める相当の理由がある」との文言について、行政機関の長に広い裁量を認めた趣旨であると主張する（被告準備書面(2)・6頁）。

しかし、被告の主張は、情報公開制度が、政府の説明責任を全うする趣旨

で行政文書を原則開示する制度として設計されていることを無視し、例外としての不開示事由における文言の違いを自己に都合良く誇大に主張するものである。

被告の主張が一般的な解釈として定着すれば、国民の重大な関心事である外交に関する説明責任など、骨抜きになる。不開示事由の解釈適用にあたっては、情報公開制度の趣旨に遡る必要がある。情報公開法の条文解釈を行う上で最も重要な資料の一つである「情報公開法要綱案の考え方」（甲6、以下「考え方」という）の「一(1)」には、次の記述がある。

「民主主義の健全な発展のためには、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を全うする制度を整備することが必要である。このような制度を整備することによって、国政の遂行状況に対する国民の的確な認識と評価が可能となり、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることが期待できる。

我が国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法の定める統治機構の下において、憲法の基礎である国民主権の理念にのっとりた国政の運営を一層実質的なものとするに資するものである。それとともに、このような制度を通じて、行政運営に関する情報が国民一般に公開されることは、国民一人一人がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、国民による行政の監視・参加の充実にも資することになる。行政を取り巻く数々の重要課題とその運営の現状にかんがみると、このような制度を整備することの意義はますます大きくなっており、このようにして、公正で国民の意思が反映された行政運営を推進することが、現在及び将来にわたる国民の要望にこたえるところとなるものと考える。」（甲6）

このような情報公開制度の趣旨は、「考え方」で述べられているだけでなく、情報公開法1条の目的規定に現に反映されているのであって、同制度の趣旨からして、情報公開法において、行政機関の長に広範な裁量権が与えられていると解釈することはできない。

また、「認める相当な理由がある」との文言はそれ自体広い裁量を認めるものではなく、警察官職務執行法7条では、警察官の裁量を制限する趣旨で用いられているのであって（宇賀克也著『新・情報公開法の逐条解説〔第6版〕』94頁）、その文言のみから裁量の広狭を論じることはできない。上記情報公開制度の趣旨を踏まえれば、広い裁量を認める趣旨の文言として解釈することはできない。

よって、少なくとも後述の東京高裁2014（平成26）年7月25日判決（以下「2014年日韓会談高裁判決」という）が示したように、「判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を〔被告が〕示すことを要する」というべきである。

## (2) マクリーン事件判決は参考にならないこと

被告は、行政機関の長に広い裁量権を認めた最高裁1978（昭和53）年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁（以下「マクリーン事件判決」という。）を参考にした文言であるなど主張している。

しかし、同判決は、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたものとして違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない」と判示し、同事件でとられた判断基準が、ただちに他の処分にも適用されるものではないことを明確にしている。

この点、本件訴訟で問題になっている情報公開法に基づく開示請求権は、憲法上保障されないとされた外国人の入国の権利や在留する権利が問題と

なっていたマクリーン事件判決と異なり、憲法上の原理である「国民主権の理念にのっと〔った〕」権利であり、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」（情報公開法1条）として法律上具体化されている重要な権利である。

また、すでに述べたとおり、開示請求権が認められることが法律上原則とされているのであり、あくまでも5条3号に該当するとして開示が制限されるのは、例外と位置づけられる。それゆえ、在留更新が例外的に認められる場合であるマクリーン事件判決の場合と本件の場合とでは、原則と例外とが逆である。

このように、マクリーン事件判決の場合と本件の場合とでは、対象となる事柄、あるいは、行政機関の判断の結果制約を受ける事柄の権利性の有無や条文の規定の仕方等が全く異なる。したがって、マクリーン事件判決の判断手法を本件に当てはめて、行政機関の長に対して白紙に近い広範な裁量権を認めることはできない。

### (3) 2014年日韓会談高裁判決

原告準備書面(1)5頁で述べたとおり、2014年日韓会談高裁判決も、上記趣旨を踏まえた判断をしている。

すなわち、2014年日韓会談高裁判決は、「情報公開法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲」を検討したうえで、情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると「認める相当の理由」について、マクリーン事件判決の判示と同義に解すべきとする解釈論を明確に否定し、「判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を〔被告が〕示すことを要する」としているのである。

被告は、同判決について、改正前の旅券法の文言上「著しく直接に」との

限定が付されており、情報公開法5条3号の「おそれ」には上記のような限定が付されていないなどという、枝葉末節な主張を根拠に批判しているが（被告準備書面(2)・7頁）、すでに述べたとおり、情報公開制度は、政府の説明責任を全うする制度として原則開示をすることを定めている以上、行政機関の長の裁量を限定する文言の有無に関わらず、その制度設計から当然に、開示できない場合は厳格に制限されており、開示しない場合には、行政機関の長が合理的な根拠を示す必要があるといえる。

また、被告は、被告主張と同趣旨の判例として、最高裁平成19年5月29日判決及び最高裁平成21年7月9日判決を挙げるが、これらの最高裁判決は、実施機関の判断の合理性の有無を審理しており、実施機関に広い裁量権が認められる（判断が全く事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定される）という判示はしていない。

#### (4) 小括

以上のとおり、被告の主張は、情報公開制度を正しく理解しないものであって、失当である。

3号該当性の審理判断にあたっては、行政機関の長は、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、その事実関係に基づいて同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある。

## 2 不開示が当然の国際慣行であることを前提とする被告主張の誤り（被告準備書面(2)第2、2(2)に対する反論）

### (1) 被告の主張

被告は、「外国との協議の内容はそもそもが基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行であるところ」、「日米地位協定下の日米合同委員会の意見交換や協議の内容及びそれが記録された文書は、日米双方の合意

がない限り公表されない〔との〕日米間の合意」は、「〔そのような国際慣行〕を更に明確にしたものである」と主張する（被告準備書面(2)・10頁）。そのうえで、「我が国が日米双方の合意がない限り公表しないとの合意（本件合意）に係る情報が含まれる本件文書2を、米国の合意なく開示することになれば、我が国が外交上の慣例に背く国であるとして、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるのであり、少なくともそのようなおそれがあると認めた行政機関の長の判断を不合理と判断することはできないというべきである」と主張する（被告準備書面(2)・12頁）。

## (2) 原告の反論

しかし、国民主権原理を採用している日本国憲法の下では、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、…その福利は国民がこれを享受する」（日本国憲法前文）ものである。外務省の担当者が行う他国との外交交渉もその例外ではなく、その権限は国民に由来し、その目的は国民の福利を増進すべき点にあるから、国民に対する説明責任を果たさずに行う外交交渉が正当化されるものではない。それゆえ、「外国との協議の内容はそもそもが基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行」などということは、君主主権の時代であればともあれ、現代の日本で正当化できるものではない。

もちろん、原告としても、他国との信頼関係を維持する観点から不開示とすべき情報が存することを全面的に否定するわけではない。しかし、そのような情報は、あくまでも「内容によっては」不開示情報に該当する場合あると考えるべきであって、「外国との協議の内容」であるからといって広く不開示とすることが認められるものではない。

この点、被告が引用する口上書の形式を取る外交文書の文書提出命令に関する最高裁判所平成17年7月22日決定の法廷意見も、「本件照会文書及び本件回答文書には、本件各調査文書によって公にされていない事項に

ついて、公開されないことを前提とされた記載があり、その内容によっては、本件照会文書及び本件回答文書の提出により他国との信頼関係が損なわれ、我が国の情報収集活動等の遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと認める余地がある」としている（傍点は原告代理人）。つまり、最高裁は、口上書に該当するからといって、直ちに民事訴訟法220条4号口所定の文書に該当するとは判断しておらず、具体的にいかなる「内容」であるかの検討を要することとしているのである。これと同様のことは、情報公開法5条3号の不開示事由該当性を判断する場合にも当然妥当する。

前述のとおり、情報公開法5条3号の不開示事由に該当するというためには、被告が可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、その事実関係に基づいて情報公開法5条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある。不開示とした情報が、単に「外国との協議の内容」であるといったきわめて抽象的事実を述べるだけで、被告による同号該当性の主張立証を尽くしたことになるものではない。

よって、被告の主張は、「外国との協議の内容はそもそもが基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行である」というそもそもの前提において誤っており、認められるものではない。

### 3 「本件合意」に合理性があるとする被告主張の誤り（被告準備書面(2)第2、2(3)に対する反論）

#### (1) 被告の主張

被告は、「本件合意に十分な合理性が認められ、実質的に考慮しても、本件合意に反して一方的に本件文書2に記録された情報を開示することにより、同号所定のおそれが生じ得るとの判断に合理性がある」と主張する（被告準備書面(2)・14頁）。上記被告の主張は、つまるところ、「約束したことは必ず守る」（同13頁）、すなわち、「内容等にかかわらず、日米双方の合意がない限りその内容を公表しないという〔約束〕」をした場合には、その

ことを反故にするだけで、日米間の信頼関係が損なわれるおそれがあるというものである（同13頁）。

## (2) 原告の反論

しかしながら、上記被告の主張は、内容にかかわらず不開示たることを正当化しようとする点で誤りであるだけでなく、そもそも本件文書2は、被告がいう「本件合意」の対象とはいえないという点で誤りである。以下、この点を分けて論じる。

### ア 本件文書2の記載内容は約束の対象範囲外と考えられること

被告は、「本件合意」を「日米地位協定下の日米合同委員会の意見交換や協議の内容及びそれが記録された文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されている」という内容の合意と定義している（被告準備書面(2)・10頁、傍点は原告代理人）。

ある情報の秘匿性を維持しようとする場合に、その情報が記録された文書のみを非公表とし、同一内容の口頭での公表、あるいは同一内容を転記した別文書の公表は自由に行えるとしては意味がない。それゆえ、「本件合意」において、「〔内容〕が記録された文書」の非公表のみならず、「意見交換や協議の内容」自体の非公表を合意対象に含めているのは当然のことである。

それゆえ、本件合意を遵守するのであれば、本件合意の対象となる情報内容が「記録された文書」を公表しないだけでなく、情報内容それ自体も公表しない態度を貫くべきである。しかし、被告は、「〔内容〕が記録された文書」さえ非公表にすれば、その記載内容は積極的に公表しても構わないという態度をとっている。

すなわち、本件文書2は、「日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」である

から、「本件合意」の内容を「記録した文書」に該当する。そうすると、もし、本件文書2が「本件合意」の対象であるとすれば、被告は、「本件合意」の内容自体も公にすべきではないことになるはずである。ところが被告は、本件合意の内容を自ら公にしているのである。つまり被告は、「協議の内容及びそれが記録された文書」のうち、「協議の内容」は自ら強調して公表している一方で、「記録された文書」たる本件文書2のみ公表を免れようとする矛盾した態度をとっている。

このことから翻って考えるに、本件合意をした当事者の合理的意思としては、実質的に公表を控えるべき内容をもった事項について、その「内容及び記録した文書」を秘匿することが約束の対象となっているのであり、本件合意そのものを「記録した文書」は非公表の対象外とすることを前提にしていると考えられる（実際、後述のとおり、被告はそのような前提と整合的な行動をとっている。）。

よって、本件文書は本件合意の対象外と考えられるから、本件合意を根拠として、情報公開法5条3号該当性を正当化しようとする被告の主張は認められない。

イ 内容にかかわらず不開示とする約束があれば不開示が正当化されるとする被告主張は誤りであること

(ア) 被告主張は形式論であり情報開示請求権の制約根拠とはならない

被告は、「約束は必ず守る」、「本件合意の対象は、協議等の内容、あるいはその内容が公知の事実であるか否かに関わらない。つまり、日米両国は、内容等に関わらず、日米双方の合意がない限りその内容を公表しないという合意を守ることこそが日米間の信頼関係の基礎となっている。」と主張する（被告準備書面(2)・13頁）。

しかし、この主張は、行政情報は原則開示との考え方に立っている情報公開法の趣旨を無視し、不開示事由を自己に都合良く形式的に解釈す

るものであって、これが一般的な解釈として定着すれば、国による不開示事由に関する解釈・適用の濫用を招きかねない。

前述のとおり、情報公開法に基づく開示請求権は、憲法上の原理である国民主権の理念にのっとり政府の諸活動を国民に説明する責務を全うさせ、民主的な行政の推進に資することを目的とする重要な権利である。このような重要な権利を制約する場面において考量できる反対利益、すなわち、不開示情報該当性判断時における「対象情報を開示することによって生じる支障」は、実質的かつ具体的な支障でなければならない。この点、支障の明確性・具体的についてであるが、「不開示情報の定め方」一般について論じた「考え方」の「四 (1)」においても、「不開示事由の規定は、できるだけ明確なものとするのが望ましい」、「事項の単位を大きくすると、開示しても具体的な支障がないものが広く含まれることとな〔る〕」(ので妥当ではない) という考え方が示されている(甲6)。

内容にかかわらず公表をしないと約束した事項は不開示情報になるとする被告主張は、きわめて形式的な主張である。この被告主張は、実質的・具体的支障がなくても情報開示請求権という重要な権利を制約できるとする暴論であり、到底とりえるものではない。

(イ) 本件文書2の開示により日米間の信頼関係が損なわれるおそれはないこと

情報公開法5条3号の「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で「相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ」をいう(総務省行政管理局編『詳解情報公開法』61頁)。

本件文書2における「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする記載は、いわゆるマル秘文書における「マル秘」という符号が示す意味を文言で表現したものに等しく、秘密ないし非公表にすべき情報

の対象ないし範囲を特定する機能を有しているにすぎず、それ自体を公にすることで実質的・具体的支障を生じるものではない。

さらに、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容自体は被告自身が言明し、すでに広く知られている事実である。このような事実を、情報公開法という法律に基づき、義務の履行として開示したからといって、日本と同様に情報公開法が制定されている米国との信頼関係が損なわれることなどありえない。

内容等にかかわらず、日米双方の合意がない限りその内容を公表しないという約束を反故にすることだけで、日米間の信頼関係が損なわれるという被告の主張は、形式秘であっても一律に不開示にすべきという主張に等しく、失当である。

なお、被告は、「本件開示請求を受け、外務省において、米国政府に対し、日米合同委員会の議事録を公開することについての意見を求めたところ、米国政府から、公開に同意しない旨の立場が示された」と主張するが（被告準備書面(2)・13頁）、被告の主張自体「公開に同意しない旨の立場が示された」という不明確なものであり、原告としては、後記第3の求釈明を行うとともに、それに対する被告の回答を待って、必要な範囲で反論する。

(3) 被告は本件文書2を実際に何人も閲覧できる状態においていること

被告は、原告を国、被告を沖縄県とする公文書開示決定取消請求事件（那覇地方裁判所平成27年（行ウ）第3号）（甲7）において、証拠として昭和35年6月23日付け第1回日米合同委員会議事録の一部を提出している（甲8の1、2）。同事件において被告自身が提出した仮訳（甲8の2）によれば、同文書には次の記載がある。

「9. 以下の手続及び準備について、米国が勧告し、日本が同意した。

F. 合同委員会の公式な議事録は両政府に関する正式な文書と

見なされ、双方の同意がない限り公表されない。」

つまり、この文書は本件文書2と同一のものである。被告は、公開を原則とし（憲法82条1項）、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法91条1項）裁判手続において、本件文書2と同一の文書を証拠として提出しているのである。

被告は、被告準備書面(2)において、「我が国が米国との合意なく、本件文書2に記録された情報を部分的にでも開示することになれば、米国との信頼関係が大きく損なわれ、日米間のみならずアジア太平洋地域の安全保障環境に悪影響を与えるほか、あらゆる国際関係において我が国が不利な立場に置かれるおそれがあり、信頼の回復は極めて困難となる」（被告準備書面(2)・13～14頁）といった主張のほか、「忌憚りの無い意見交換が阻害される」、「国際犯罪者やテロリスト情報等の国防に関わる情報や外交活動上必要不可欠な情報を得ることができず、我が国にとって重大な支障を招く事態も予想される」（同14頁）等の主張を行っている。

しかし、被告が真意からそのように主張をしているとすれば、本件文書2と同一の文書を何人でも閲覧できる状態に自ら置くようなことはできないはずである。被告の主張と行為は矛盾している。

#### (4) 小括

以上のとおり、被告は、本件文書2について、同文書を含む議事録の他の部分とは異なった取り扱いをしており、被告自身、本件文書2が本件合意の対象外として扱っている。したがって、本件合意を根拠として本件文書2の不開示を正当化することはできず、また、内容的に本件文書2を公にしたからといって何らの実質的・具体的支障が生じるおそれもなく、本件文書2が情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件文書2に関する外務大臣の処分は違法であるから、本件処分  
の取消しと、外務大臣について本件文書の全部開示決定を行うよう命ずる

ことを求める。

### 第3 求釈明

被告は、「本件開示請求を受け、外務省において、米国政府に対し、日米合同委員会の議事録を公開することについての意見を求めたところ、米国政府から、公開に同意しない旨の立場が示された」と主張する（被告準備書面(2)・13頁）。

この主張について、下記のとおり求釈明を行う。

#### 記

- (1) 被告の上記主張では、「外務省において、米国政府に対し、日米合同委員会の議事録を公開することについての意見を求めた」とあるが、①いつ、どのような方法で（書面か、口頭か）意見を求めたのか、根拠を示した上で明らかにされたい。②また、「意見を求めた」とは、米国政府のどの機関に対し、具体的にどのような文言を用いて尋ねたのか明らかにされたい。
- (2) 被告の上記主張では、「米国政府から、公開に同意しない旨の立場が示された」とあるが、①いつ、どのような方法で（書面か、口頭か）「立場が示された」のか明らかにされたい。②また、「立場が示された」とは、具体的に米国政府のどのような言動を指すのか、根拠を示した上で明らかにされたい。

以 上